

1 目黒区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想素案に対するパブリックコメントの実施結果について

(1) 意見募集期間

令和3年11月11日(木)から12月28日(火)まで

(2) 周知方法

ア 掲載場所

めぐろ区報(令和3年11月15日号)

区ホームページ(令和3年11月11日(木)から12月28日(火)まで)

住宅課メールマガジン「住まいの情報」(令和3年11月17日(水))

目黒区LINE公式アカウント(令和3年11月18日(木))

イ 閲覧場所

目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー、6階都市計画課、地区サービス事務所(東部除く)、住区センター、図書館

ウ 説明会

オープンハウス型説明会

日程	時間	会場	来場者数
11月29日(月)	午前10時30分から午後4時まで	向原住区センター	計38人
12月2日(木)		烏森住区センター	
12月10日(金)		中根住区センター	
12月11日(土)		目黒区総合庁舎	
12月16日(木)		中央町社会教育館	

(3) 意見提出状況

	個人	団体	議会	合計
提出者数	7 (メール4、書面2、FAX1)	0	2 (メール2)	9 (メール6、書面2、FAX1)
意見件数	9	0	18	27

(4) 意見に対する対応区分別の件数

対応区分	内容	件数
1	ご意見の趣旨を踏まえて、計画案に反映します。	10
2	ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って取り組みます。	5
3	ご意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、今後事業実施の中で趣旨も踏まえて努力します。	12
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	0
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	0
6	その他	0
合計		27

2 意見内容と検討結果

整理番号	区分	種別	本編章	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
第2章 バリアフリー化に関する現状と課題						
1	議会	メール	第2章	<p>【バリアフリー化の課題について】</p> <p>「1. 当面の人口微増、将来的な人口減少を見据えた整備の実施」「3. 心のバリアフリー、情報のバリアフリーのさらなる対応が必要」のなかに「区の高齢者・障がい者人口も当面は微増傾向であり、バリアフリーを必要とする人口に大きな変化はない」とある。しかし配慮すべき対象は高齢者や障がい者だけではなく、子育て世帯や女性も対象に含まれる。人口が微増であっても介護が必要になることや、突然の疾病で体が不自由になることはいくらかでもあることであり、人口に大きな変化がないという記述で、あたかもバリアフリー対策の思い切った拡充は必要ないと言わんばかりの記述は違うのではないか。</p>	1	<p>バリアフリー法改正により、バリアフリー化の対象が高齢者・障害者などに限らず「全ての国民」に拡大されました。本方針及び構想においても、妊産婦、疾患のある方、外国人など、あらゆる方を対象として取組を行うこととしています。</p> <p>本改定にあたっては、新たに重点整備地区2地区の追加、道路等の整備やまちづくりの動きとの整合を図りながら具体的な取組の追加、区民の心のバリアフリーの推進のための取組の拡充などを行っており、引き続き着実にバリアフリー化の取組を進めていきます。</p> <p>なお、「バリアフリーを必要とする人口に大きな変化はない」という記載を修正し、バリアフリー化の対象が高齢者・障害者などに限らず「全ての国民」に拡大された旨記載します。</p>
2	議会	メール	第2章	<p>【バリアフリー化の対象について】</p> <p>「バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」で謳われているのは「高齢者・障害者等」ではあるが、「人が集い、活力あふれるまち」の実現の為に、各種の施策の中にこの視点も盛り込むべきではないか。また、「高齢者・障害者等」には「妊産婦等」が含まれるとされている。「2-3 バリアフリー化の課題」として、「妊産婦等」にも言及してほしい。</p>	1	<p>バリアフリー法改正により、バリアフリー化の対象が高齢者・障害者などに限らず「全ての国民」に拡大されました。</p> <p>本方針及び構想においても、妊産婦、疾患のある方、外国人など、あらゆる方を対象として安心・安全に生活できることを目指し、方針や具体的な取組を定めています。</p> <p>なお、バリアフリー化の対象が高齢者・障害者などに限らず「全ての国民」に拡大された旨記載します。</p>
第3章 目黒区が目指すバリアフリー化（移動等円滑化促進方針）						
3	個人	メール	第3章	<p>【(仮称) ちびっこおさんぽゾーンの創設について】</p> <p>多くの保育園や幼稚園の園児が徒歩やカートで児童遊園までのコースでお散歩をしており、バギーや徒歩で児童遊園を目指す親子もいる。一方、コースになっている区道には抜け道になっている箇所もあり、生活道路として20キロの制限速度がかかっているものの、減速する車ばかりではなく、最近の事故発生と類似の危険を感じる。</p>	3	<p>いただいたご提案に類似する施策として、国は、キッズ・ゾーンの設定を推進しています。キッズ・ゾーンとは、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、車両の運転者に対する注意喚起を促すゾーンのことで、保育所等の周囲半径 500メートルを原則として、対象の保育所等、道路管理者及び交通管理者と協議のうえ設定します。</p> <p>目黒区では「第10次目黒区交通安全計画」において、スクールゾーンとの関係等を踏まえた上で、キッズ・ゾーンの設定及びキッズ・ガ</p>

整理番号	区分	種別	本編章	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
				<p>こうした区道の現況や要望を調査し、区が（仮称）ちびっこおさんぽゾーンとして指定し、安全な歩行者空間の実現のモデルとすることを提案する。</p> <p>現況では法令上等に指定の根拠がないと思うが、区条例や要綱等による指定は交通管理者との協議等により実現できると考える。また、法令上の位置づけが難しい場合でも啓発的な趣旨を発信することに意義があると考えます。</p>		<p>ードの配置等、安全対策について検討することを新規施策として掲げ、子どもを対象とした交通安全対策を効果的に進めていきます。</p>
4	議会	メール	第3章	<p>【ユニバーサルデザインについて】</p> <p>素案には、ユニバーサルデザインについての考え方や位置づけについて書かれていない。</p> <p>バリアフリー化を推進していくために既存の障害を取り除き（バリアフリー）、あらかじめ誰もが使いやすいデザインにしておく（ユニバーサルデザイン）という区の考え方を位置付け、心のバリアフリーの推進とともに「心のユニバーサルデザイン」について区民への教育啓発事業の推進を明記してほしい。</p>	1	<p>本方針及び構想では、バリアフリーだけでなく、あらゆる人が利用しやすいユニバーサルデザインにも配慮した取組や整備を行うこととしています。</p> <p>なお、ユニバーサルデザインに関する考え方や取組について記載を追加します。</p>
5	議会	メール	第3章	<p>【安全な歩行者空間の確保について】</p> <p>段差解消や勾配改善、平坦部の確保等の中に、道路だけではなく緑道も位置付けて、緑道についても段差解消を行ってほしい。</p>	1	<p>地区別のバリアフリー基本構想においては、一部の地区で緑道もバリアフリー化すべき経路として位置付け、取組を記載しています。</p> <p>なお、緑道のバリアフリー化について記載を追加します。</p>
6	議会	メール	第3章	<p>【聴覚障がい者のためのバリアフリー化について】</p> <p>聴覚障がい者また障害者手帳を持たない「中・軽度難聴者」に対するバリアフリー化について一定の項目を設け、聞こえのバリアフリー化を記述してほしい。</p>	2	<p>本方針及び構想では、障害者などを含むあらゆる方を対象としています。</p> <p>聴覚障害者、中・軽度難聴者等の聞こえのバリアフリー化については、「経路のバリアフリー化」における「移動を支援する施設・設備の整備」、「心のバリアフリーの推進」等に示す方針に沿って、取組を進めていくとともに、各地区の具体的な整備にあたっては、関係団体や利用者の意見を取り入れながら検討を進めます。</p>
7	議会	メール	第3章	<p>【視覚障がい者のためのバリアフリー化について】</p> <p>視覚障がい者向けのユニバーサルデザイン（色も含む）を含めた一定の項目を設け、自動的に鳴る信号機、または信号機の押しボタンから常時「ブップッ」という</p>	2	<p>本方針及び構想では、障害者などを含むあらゆる方を対象としています。</p> <p>視覚障害者に対してのバリアフリー化については、「経路のバリアフリー化」における「移動を支援する施設・設備の整備」、「心のバリア</p>

整理番号	区分	種別	本編章	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
				音を発している信号機のいずれかを横断歩道に設置するよう、視覚障がい者のためのバリアフリー化を記述してほしい。		フリーの推進」等に示す方針に沿って、取組を進めていくとともに、各地区の具体的な整備にあたっては、関係団体や利用者の意見を取り入れながら検討を進めます。
8	議会	メール	第3章	【取組の周知・啓発について】 都市整備と福祉部門が連携し、区のバリアフリーへの取組や区民への周知・啓発をうながすためのパンフレットを作成してほしい。	3	区が作成した障害者差別解消法のパンフレットや、東京都が作成したパンフレットを活用し、取組の周知・啓発を継続して行っています。
9	議会	メール	第3章	【安全な歩行空間の確保について】 滑りにくい舗装の選定や水たまりの解消との記載があるが、中目黒駅正面口の目の前の横断歩道で大きな水たまりができることがある。解消してほしい。 放置自転車について、特に学芸大学駅周辺は駐輪場が飽和しているほか、西小山駅付近では区が整備する駐輪場がない(区内放置自転車台数も多い)。意識の啓発だけでなく、ハード面での整備も必要ではないか。民間事業者や地権者との連携も含め、対応策を検討してほしい。	3	各地区の具体的な整備にあたっては、関係団体や利用者等の意見を取り入れながら、施設整備や施設のバリアフリー化の検討を行います。 放置自転車については、「目黒区自転車等放置防止条例」により、指定区域内に特定の用途の施設を新築又は増築する場合は、自転車駐車場の設置を義務づけています。また、民営自転車駐車場などの設置に対する助成制度も設けるなど、放置自転車の削減に努めています。
10	議会	メール	第3章	【都市公園のバリアフリー化について】 都市公園に含まれない児童遊園やひろばについても都市公園とともにトイレの洋式化や段差解消など、バリアフリー化をテンポよく計画的に行ってほしい。	1	児童遊園やふれあい広場等についても、整備にあたっては、地域や利用者のご意見を取り入れながら、バリアフリー化を進めていきます。 なお、記載を都市公園等と修正します。
11	個人	メール	第3章	【ユニバーサルデザイン、再生可能素材の取り入れ】 バリアフリー化は、施設整備中心になることは理解できるが、その施設はユニバーサルデザインを取り入れ、施設の素材は、再生可能素材を取り入れることを検討してほしい。	3	施設整備にあたっては、バリアフリーだけでなく、あらゆる人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れます。 また、公共工事においては、グリーン購入法及び東京都環境物品等調達方針により、環境負荷を低減できる材料の選定に努めています。
12	議会	メール	第3章	【施設のバリアフリー化について】 都では「だれもが遊べる児童遊具広場」の整備を進めている。目黒区でも都の助成金を活用しながら、インクルーシブな公園の整備をしてほしい。	3	公園整備に合わせ、誰でも一緒に利用できる公園（インクルーシブな公園）を目指し、地域の皆様のご意見を伺いながら取組を進めていきます。

13	議会	メール	第3章	<p>【施設のバリアフリー化について】</p> <p>鉄道や各施設での緊急時等の放送においては、電子案内表示を活用するなど、聴覚障害者や外国人の情報保障に配慮するとともに、階段や段差の両端は駅に留まらず、歩行路標識シールを設置してほしい。</p>	3	<p>今後の各施設の具体的な整備内容の検討にあたっては、関係団体や利用者等の意見を取り入れながら、だれもが安全に利用しやすい施設のバリアフリー化を進めます。</p>
14	議会	メール	第3章	<p>【施設のバリアフリー化について】</p> <p>性の多様性に配慮したトイレについても検討してほしい。</p>	3	<p>今後の各施設の具体的な整備内容の検討にあたっては、関係団体や利用者等の意見を取り入れながら、だれもが安全に利用しやすい施設のバリアフリー化を進めます。</p>
15	議会	メール	第3章	<p>【施設のバリアフリー化について】</p> <p>区内の都市公園にある自転車止めに関して、車いす(電動含む)でも入れるよう留意してほしい。</p>	3	<p>今後の各施設の具体的な整備内容の検討にあたっては、関係団体や利用者等の意見を取り入れながら、だれもが安全に利用しやすい施設のバリアフリー化を進めます。</p>
16	個人	メール	第3章	<p>【バリアフリー教育について】</p> <p>バリアフリー教育の徹底が必要ではないか。バリアフリー施設の整備を進めたところで、利用時に、例えばエスカレーター昇降時の追い抜き時の事故防止という一般利用者のマナー向上啓発がないと、せっかく整備した施設がバリアフリー効果を呼ばないことになる。</p>	2	<p>バリアフリー化を進めていくためには、区民や施設設置管理者(職員等)のマナーやバリアフリーを必要とする人への理解と協力、自発的なバリアフリーへの取組が必要不可欠です。</p> <p>心のバリアフリーの推進に関する方針について記載や取組の充実を図り、区民や職員などへの教育啓発を実施していきます。</p>
17	議会	メール	第3章	<p>【教育啓発事業について】</p> <p>教育啓発事業に関しては事業者への啓発や子どもたちへの教育も含まれるので、明記してほしい。</p>	1	<p>心のバリアフリーの推進について、子どもへの教育啓発等について記載を追加し、取組の充実を図ります。</p> <p>なお、各学校では、障害者理解の学習・体験を通して、多様性を尊重し、障害を理解する心のバリアフリーを浸透させる取組を行っています。また、小学校では、目黒区社会福祉協議会が作成している「ともに生きる笑顔のまち～私たちにできること～」、中学校では、教育委員会が作成している「Be Together—一人ひとりの笑顔を大切に—」を、福祉や共生社会について学ぶ際に活用しています。</p>
18	議会	メール	第3章	<p>【重点整備地区の選定】</p> <p>祐天寺駅や学芸大学駅以外、目黒駅でも区民センターの建て替えが予定されている他、まちづくりの動きも活発化しており、重点整備地区に加えてほしい。</p>	3	<p>重点整備地区の選定にあたっては、目黒区内及び区周辺に位置する13駅について、人口、駅の乗降客数、バス路線数、バリアフリー化が特に必要とされる施設の数、まちづくりの動きといった評価項目を設定し、5地区を選定しています。目黒駅周辺はバリアフリー整備地区として、今後、駅周辺のまちづくりや道路整備などの機会を捉えて、バリアフリー化を進めていく地区となります。</p> <p>なお、目黒駅周辺のバリアフリー化については、「目黒駅周辺地区整備計画」の内容や、区民センターの建て替えも含めたまちづくりの進捗にあわせて、具体的な取組内容の検討を行います。</p>

19	議会	メール	第3章	<p>【生活に関連する主な施設について】</p> <p>「学芸大学駅周辺」の南方向にある「大規模小売店舗」は商圈範囲が広く、その経路も「補完経路／主要経路」として指定されていることから、「学芸大学駅周辺」の「生活に関連する主な施設」にも「大規模小売店舗」について明記してほしい。</p>	1	<p>中目黒駅周辺地区、学芸大学駅周辺地区においても複数の大規模小売店舗が存在するため、記載を追加します。</p>
第4章 地区別のバリアフリー化の促進（バリアフリー基本構想）						
20	個人	メール	第4章	<p>【施設選定の基準について】</p> <p>民間居宅介護事業所や在宅介護支援センターが、限定して掲載されている。掲載の基準が分かりにくい。</p>	1	<p>本構想では、駅を中心とした徒歩圏内の施設を生活関連施設・主要施設として位置付けています。</p> <p>また、施設種別ごとの生活関連施設・主要施設の位置付けの考え方を参考資料として記載を追加します。</p>
21	個人	メール	第4章	<p>【中央町さくらプラザの追加】</p> <p>地域の活動拠点でもある「中央町さくらプラザ」を祐天寺か学芸大学のエリアに「地区外施設」として追加してほしい。</p>	1	<p>施設種別ごとの生活関連施設・主要施設の位置付けの考え方にに基づき、祐天寺駅周辺地区に主要施設として「中央町さくらプラザ」を追加し、さらなるバリアフリーネットワークの形成、施設のバリアフリー化に取り組みます。</p>
22	個人	FAX	第4章	<p>【都市計画道路補助26号について】</p> <p>スマイルプラザ中央町（9事業所）では、学芸大学駅からスマイルプラザ中央町まで通う方が多くいるが、都市計画道路補助26号を渡らなくてはならない。そこで、この補助26号を渡るための信号をどこにつけるのか心配しており、駒沢通りに入るまでの間の都市計画道路補助26号両側に安全な人道を設置してほしい。また、目黒中央の家とかえで保育園の間あたりに信号のある歩行者用の横断歩道を取り付けてほしい。</p>	2	<p>本構想では、都市計画道路補助26号をバリアフリー化する経路として設定し、「都市計画道路補助26号の道路整備に合わせた歩行者空間の確保」として事業に位置付けており、歩道が整備される予定です。</p> <p>また、横断歩道の設置については、「スマイルプラザ中央町付近の横断機能の確保【経路③】」を事業として位置づけております。</p> <p>今後も、区民や利用者の皆さんのご意見を伺いながら、事業主体である東京都と協議を行い、横断機能の確保に取り組みます。</p>
23	議会	メール	第4章	<p>【都市計画道路補助26号の歩道橋について】</p> <p>武蔵小山駅周辺地区の主な課題の記述のなかに「段差や勾配がバリアフリーの基準が満たない箇所があり、安全な歩行空間を確保することが必要です」とある。都市計画道路補助26号沿いにある歩道橋が歩道を塞いでいるため、改善してほしい。</p>	3	<p>都市計画道路補助26号の歩道橋は、一部で橋脚等が歩道の有効幅員を狭めている箇所がある一方で、子どもなどの安全な横断環境の確保のために設置しているものです。都市計画道路補助26号の事業主体である東京都と、協議を行い、安全な歩行空間及び横断環境の確保について取り組みます。</p>
24	個人	書面	第4章	<p>【手入れされていない細い私道のバリアフリー化について】</p> <p>向原町児童遊園に通じる路地や、目黒本町六丁目6番周辺の細い路地は、公園や学校が近いため、子ども達はもちろんお年寄り等が通り抜ける道がデコボコで、転んだら怪我をする。私道でも目黒区でバリアフリー舗装をしてほしい。</p>	3	<p>常時一般交通の用に供されている私道を整備するとき、工事費の一部を助成する「私道整備助成制度」があります。</p> <p>区は、区民の方が、私道の舗装等の整備を行う場合の経費を助成し、安全で快適な歩行空間を確保していきます。</p>

25	個人	メール	第4章	<p>【南部地区サービス事務所、南部包括支援センターについて】</p> <p>南部地区サービス事務所及び南部包括支援センターが整備地区外になっているが、地区サービス事務所や包括支援センターが生活圏域の拠点ということもあり、西小山の地区外経路設定あたりに入れてほしい。</p>	1	<p>施設種別ごとの生活関連施設・主要施設の位置付けの考え方に基づき、西小山駅周辺地区に主要施設として「南部地区サービス事務所」及び「南部包括支援センター」を追加し、さらなるバリアフリーネットワークの形成、施設のバリアフリー化に取り組みます。</p>
第5章 バリアフリー化の実現に向けて						
26	個人	メール	第5章	<p>【バリアフリー基本構想のフォローアップについて】</p> <p>従前の平成24年3月時と今般の改定案との時間軸をみると、パラリンピック開催などや、世の中の潮流変化もありバリアフリー意識の高揚がみられるのは本改定の追い風と考える。</p> <p>今回のバリアフリー基本構想案は、まち歩き点検、各自点検などの実査を反映しており、オープンハウスによる区民の声も吸収し反映している点は評価したい。今後は計画・実行・検証・振り返りのサイクルの実施してほしい。</p>	2	<p>「第5章バリアフリー化の実現に向けて」に記載のとおり、協議会を継続し、進捗確認、課題の共有、改善の検討に取り組みます。</p> <p>また、今後も具体的なバリアフリー化を進めるにあたっては、事業実施の各段階において、高齢者・障害者などの利用者のご意見やご要望を伺い、利用者の視点を十分反映したバリアフリー化を進める取組・体制づくりを行います。</p>
その他						
27	個人	書面	全体	<p>【本方針及び構想素案の評価】</p> <p>法律、制度の仕組みを理解したものとはいえない。区民として、満足できる内容ではない。</p>	3	<p>本方針及び構想は、バリアフリー法及び関連法令、目黒区基本構想・基本計画、その他の関連計画等に基づき、ハード・ソフトの両面から目黒区の総合的なバリアフリー化の方針を示したものです。今後は、バリアフリー化の方針及び地区別のバリアフリー基本構想に基づき、引き続き区全体のバリアフリー化に取り組みます。</p>